

地域公益事業を行う社会福祉法人の社会福祉充実計画作成に伴う意見聴取について

1 社会福祉法人について

社会福祉法人とは、社会福祉事業を行うことを目的として社会福祉法の定めるところにより設立された法人である。公益性と非営利性の両面の性格を備えている。本市は 55 法人（主たる事務所が市内にあり、その行う事業が市の区域を越えないもの。）を所轄している。

2 社会福祉法人の行う事業

(1)社会福祉事業（社会福祉法第 2 条）

ア 第一種社会福祉事業

救護施設、特別養護老人ホーム、障害者支援施設等  
経営主体は、原則、行政及び社会福祉法人である。

イ 第二種社会福祉事業

保育所、老人デイサービス事業、障害福祉サービス事業（居宅介護、生活介護等）等  
経営主体の制限は、原則、設けられていない。

(2)公益事業、収益事業（社会福祉法第 26 条）

経営する社会福祉事業に支障がない限り、公益を目的とする事業又はその収益を社会福祉事業若しくは公益事業の経営に充てる事業を行うことができる。

地域包括支援センター、居宅介護支援事業、有料老人ホーム等

3 社会福祉充実計画の作成について

社会福祉法人制度が改正され、社会福祉法人は、公益性・非営利性を確保し、地域社会への貢献が求められており、いわゆる内部留保を明確化し、社会福祉事業等へ再投下するために、以下の取組が定められているところである。

(1)保有する財産から事業継続に必要な財産の額を控除し、福祉サービスに再投下可能な財産額（「社会福祉充実残額」）を明確化

(2)社会福祉充実残額がある社会福祉法人に対して、既存又は新規の社会福祉事業、地域公益事業及び公益事業の充実又は実施に係る計画（「社会福祉充実計画」）の作成及び実施を義務付け

※事業の実施を検討する順位

第 1 順位：社会福祉事業 第 2 順位：地域公益事業 第 3 順位：その他の公益事業

※地域公益事業

社会福祉法第 55 条の 2 第 4 項第 2 号において、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする事業区域の住民に対し、無料又は低額な料金で、その需要に応じた福祉サービスを提供するもの、と定義されており、社会福祉法第 26 条に規定する公益事業に該当する。

4 地域公益事業を行う社会福祉充実計画の作成に伴う意見聴取について

社会福祉法第 55 条の 2 第 6 項で規定する意見聴取については、地域公益事業は、特定の事業に特化されないため、地域福祉全般を所掌する地域福祉専門分科会において行う。

※社会福祉法第 55 条の 2 第 6 項

社会福祉法人は、地域公益事業を行う社会福祉充実計画の作成に当たっては、当該地域公益事業の内容及び事業区域における需要について、当該事業区域の住民その他の関係者の意見を聴かなければならない。

5 社会福祉充実計画原案記載例等

別紙のとおり

## 5. 事業の詳細

事業名	単身高齢者のくらしの安心確保事業	
主な対象者	八王子市内在住の介護保険サービスを受けていない単身高齢者	
想定される対象者数	1,000人	
事業の実施地域	八王子市内	
事業の実施時期	平成29年8月1日～平成34年3月31日	
事業内容	当法人の訪問介護員が要介護認定を受けていない単身高齢者宅を週に2回訪問し、社協等と連携しながら、日常生活上の見守りや相談支援、生活援助を行う。	
事業の実施スケジュール	1か年度目	・社協等と連携し、事業の実施体制、対象者の要件等を検討。 ・事業の利用希望者の募集
	2か年度目	・利用者に対する支援の実施
	3か年度目	・利用者に対する支援の実施
	4か年度目	・利用者に対する支援の実施
	5か年度目	・利用者に対する支援の実施 ・地域支援事業等との連携の検討
事業費積算 (概算)	人件費800万円(単年度)×5か年=4,000万円 旅費200万円(単年度)×5か年=1,000万円 賃料100万円(単年度)×5か年=500万円 光熱水費20万円(単年度)×5か年=100万円 その他事業費280万円(単年度)×5か年=1,400万円 初度設備購入費500万円	
	合計	75,000千円(うち社会福祉充実残額充当額75,000千円)
地域協議会等の意見とその反映状況	単身高齢者に対する必要な支援として、ごみ出しや買物など、日常生活上の生活援助に対するニーズが強かったため、事業内容に反映した。	

# 社会福祉充実計画の作成について

- 社会福祉法人が保有する財産のうち、活用可能な財産から事業継続に必要な財産（控除対象財産）を控除した上で、再投下対象財産額（社会福祉充実残額）を明確化する。
- 社会福祉充実残額がある法人は、既存事業の充実や新規事業の実施に係る計画を作成する。

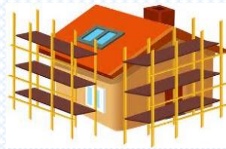
## 【活用可能な財産】

〔資産－負債等〕



## 【②施設の建替費用等】

### 【①事業用不動産等】



### 【③運転資金】

〔年間支出の3月分〕



事業継続に必要な財産  
(=控除対象財産)

## 【再投下対象財産】 (社会福祉充実残額)



社会福祉充実  
残額が生じた  
場合のみ

## 【社会福祉充実計画の作成】

地域公益事業を行う計  
画を作成する場合の  
み、意見聴取を行う。

社会福祉充実残額の用途は、以下の順に検討の上、法人が作成する社会福祉充実計画に基づき、既存事業の充実や新たな事業に再投下する。

### 第1順位：社会福祉事業

- ・職員に対する給与等の増額、一時金の支給
- ・施設・設備の整備
- ・低所得利用者に対する利用料の減免 等

### 第2順位：地域公益事業

- ・現時点では自立している単身高齢者に対する見守り等孤立死防止のための事業
- ・中山間地域等における移動困難者に対する移送支援
- ・災害時要援護者に対する支援体制の構築 等

### 第3順位：その他の公益事業

- ・サービスの質の向上のための新たな人材の雇入れ
- ・施設・設備の整備
- ・新規事業所開設に伴う人材の雇入れ 等